

所属コード	
職員番号	

貸付決定番号 第 号

生活・教育・結婚・葬祭・自動車
災害・旅行・住宅・物品購入 (○で囲む) 資金貸付借用証書

収入印紙貼付	
10万円	200円
20万円～50万円	400円
60万円～100万円	1,000円
110万円～500万円	2,000円
510万円～1千万円	1万円

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

一般財団法人大分県教職員互助会貸付事業規程（以下「貸付規程」という。）の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

1. 利息は年利とし、ボーナス償還に係る利息は、半年利とする。また、利率は年度ごとに見直す。
2. 貸付金及び利息は、貸付規程第15条第1・2項の規定により、償還表（毎月・併用）に従い毎月給料日又は6月・12月期末手当・勤勉手当及び期末特別手当の支給月に償還します。
3. 借受人が貸付規程第15条第4項に該当したときは、給付金、退職手当等から未償還元利金相当額を控除されることに異存ありません。
4. この貸付について公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
5. この貸付について訴訟が生じたときは、現住所のいかににかかわらず、貴会の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。

※ 年 月 日

一般財団法人大分県教職員互助会会長 殿

借 受 人	所属名	(TEL)	
	現住所	(TEL)	
	新住所	(TEL)	
	職名	フリガナ	
		氏名	印

1. ※印の欄は記入しないこと。
2. 申込人が自書すること。
3. 新住所欄は、住宅貸付資金の申込人で、住所が変更する者のみ記入すること。
4. 印は貸付申込書と同じ印を捺印のこと。（100万円以上の貸付は、印鑑登録証明書の登録印を捺印のこと。）
5. 右上の収入印紙貼付箇所に、貸付申込金額に応じた金額の収入印紙を貼付のこと。